

いわき市医療センターPR動画作成業務委託 指名型プロポーザル実施要領

1 業務概要等

(1) 業務名

いわき市医療センターPR動画作成業務

(2) 業務目的

市民や市内外の医療関係者等に対し、当センターの概要や地域において担う役割等を周知し、当センターに一層の関心を持っていただくことを目的にPR動画を作成する。

なお、作成した動画については、院内外における病院の概要説明時に使用するほか、YouTube等の媒体に掲載し、活用していくことを想定している。

(3) 業務内容

別紙「いわき市医療センターPR動画作成業務委託仕様書」による

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年10月28日（金）まで

(5) プロポーザル方式の種別

指名型プロポーザル方式

(6) プロポーザル方式の採用理由及び導入効果

本業務については、映像の撮影・編集等の各工程において専門性が要求されるほか、内容の構成・演出等に関して企画性・創造性が重視されるものであることから、動画作成に関するノウハウを有する事業者の企画提案を踏まえて業務を委託することのできるプロポーザル方式を採用するもの。これにより、質の高いPR動画を作成でき、効果的かつ戦略的な広報業務に資することが期待される。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、提案できる者を市内事業者に限定することとし、指名型プロポーザル方式とする。

2 予算

提案限度額 1,265,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市の入札参加制限を受けていないこと。
- (2) いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成27年3月31日制定）第4条第2項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (3) いわき市病院事業建設工事等及び物品購入等に係る指名競争入札参加者の氏名等の基準に関する要綱（平成19年3月30日制定）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていないこと及び指名停止を受けていないこと。

4 参加方法等

(1) 提出先

「13 問い合わせ先」のとおり。

(2) 提出方法

本プロポーザルへの参加を承諾するにあたり、次の書類を各1部提出すること。

- ① 様式1：参加承諾・辞退届
- ② 様式2：会社概要・業務実績表

(3) 提出期限

令和4年6月24日（金）必着

※ 提出書類（様式1、様式2）は、持参、郵送（配達完了が確認できる書留郵便等に限る。）又は宅配便による提出とする。

※ 受付時間は土・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出書類の配布方法

参加承諾・辞退届等の様式は、いわき市公式Webサイトからダウンロードすること。

URL <http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1652948271577/index.html>

5 提案書の内容及び作成方法

(1) 提案書の内容及び様式

参加承諾届を提出した者のみが、企画提案書を提出することができるものとし、次の書類を提出すること。

- ① 様式3：企画提案書
- ② 様式4：見積書
- ③ 添付資料：工程表、業務実施体制

※ 添付資料の様式は自由とする。なお、審査の公平性を保つ観点から、説明資料等において提案者の名称が特定できるような表現は使用しないこと。

(2) 記入上の注意事項等

医療に関する広告は、患者等の利用者保護の観点から、広告可能な事項が限定的であり、その詳細は、主に「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」において規定されている。

こうしたことから、企画提案書の作成にあたっては、上記ガイドライン等の趣旨を理解し、適切な広告表現を用いること。

6 提案書の提出方法等

(1) 提出方法

提出書類（様式3、様式4、添付資料）は、持参、郵送（配達完了が確認できる書留郵便等に限る。）又は宅配便による提出とする。

(2) 提出部数

正本1部、副本8部

(3) 提出期限

令和4年7月15日（金）必着

※ 受付時間は土・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出先

「13 問い合わせ先」のとおり。

(5) 提案書の取扱い

ア 提案書の提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更を認めないものとする。

イ 提出された提案書については、返却しないものとする。

ウ 提出された提案書は、プロポーザル方式による受託候補者の選定のために使用し、また、複製等を行うことができるものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとする。

エ 提出された提案書は、いわき市情報公開条例（平成10年いわき市条例第1号）に定める行政情報の開示の請求に基づき、同条例第7号各号に規定する不開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

7 審査方法等

(1) 審査方法

ア プロポーザル審査委員会の設置

企画提案書等の審査及び評価は、当センターが設置するいわき市医療センターPR動画作成業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、実施するものとする。

イ プレゼンテーション等の実施

企画提案書を提出した者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。詳細については、各提案者へ後日連絡する。

(ア) 開催予定日

令和4年7月21日（木）16:00～

(イ) 場所

いわき市医療センター（詳細は別途連絡）

(ウ) 審査体制

審査は、委員会が行う。

(2) 審査の観点

委員会は、提出された提案書等の書類審査のほか、ヒアリング等の結果も踏まえ、総合的な観点から受託候補者を選定するものとする。

受託候補者の選定は、次項の採点方法に基づき各委員の評価した点数により順位を付け、最低基準点以上で最も評価点の高い者を、委員会での審議の上、「最優秀提案者（受託候補者）」として決定し、次いで評価の高い提案者を「次点」として選定する。また、最低基準点以上で最も高い評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、同点となった全ての者について、委員会での審議によりその順位を決定し、順位が1位の者を「最優秀提案者（受託候補者）」とする。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査におけ

る最低基準点（提案内容評価点の5割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を受託候補者として選定する。

(3) 評価点の採点方法

委員会において、次の評価項目に基づき、Ⅰ～Ⅴの5段階で評価し、基準点と、項目ごとに設定された配点とを乗じて各項目の評価点を算出する。算出にあたっては、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める。

| 評価項目 | 評価の着目点 | 判断基準 | 配点 |
|-----------------|---------------|--|-----|
| | | | |
| 1 業務能力等 | (1) 業務実績 | 同種業務に関する実績を有しているか。 | 10 |
| | (2) 実施体制 | 業務を円滑に遂行する人員体制となっているか。 | 10 |
| 2 企画提案 | (1) 業務の理解度 | 業務の目的や内容を踏まえた上での提案になっているか。 | 10 |
| | (2) 効果的な構成・演出 | 当センターの特長が適切にプロモーションされる構成・演出となっているか。 | 30 |
| | (3) 説明能力 | 資料やプレゼンテーションによる説明は理解しやすく、説得力が感じられるか。 | 10 |
| | (4) 工程表 | 業務手順や工程が明確・妥当であり、期間内で円滑に確実な遂行ができる提案であるか。 | 10 |
| | (5) 独自提案 | 付加価値を高めるような独自性を有する提案があるか。 | 10 |
| 3 価格評価 | 業務に要する費用 | 評価点＝最も低い提案価格÷提案価格×10 | 10 |
| 評価点合計（審査員1人あたり） | | | 100 |

※ 100点×委員数が総合点の満点となる。総合点の50点×委員数を最低基準点とする。

| 採点 | Ⅰ | Ⅱ | Ⅲ | Ⅳ | Ⅴ |
|-----|----------|-------|------|-------|------|
| 基準 | 非常に優れている | 優れている | 普通 | 劣っている | 提案なし |
| 基準点 | 1.00 | 0.75 | 0.50 | 0.25 | 0.00 |

8 審査結果

(1) 通知方法

本プロポーザルの審査結果は、提案者の全てに対し電子メールで送付した後、書面により通知する。

(2) 通知時期等

令和4年7月26日（火）予定

※ なお、「最優秀提案者（受託候補者）」と「次点」について、評価点とともに当センターのホームページにおいても公表する。

9 プロポーザルのスケジュール

| 日程 | 内容 |
|--------------|---------------------|
| 令和4年6月13日（月） | 参加指名通知、質問受付開始 |
| 令和4年6月17日（金） | 質問受付期限 |
| 令和4年6月24日（金） | 参加承諾書提出期限 |
| 令和4年7月15日（金） | 企画提案書提出期限 |
| 令和4年7月21日（木） | プレゼンテーション及びヒアリングの実施 |
| 令和4年7月26日（火） | 結果通知日（予定） |
| 令和4年7月下旬 | 契約締結 |

※ 受付時間は土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

10 質問・回答

(1) 提出方法

本プロポーザルに関する質問がある場合には、質問書（様式5）に必要事項を記入のうえ、下記提出先まで持参、電子メール又はFAXで提出すること。（電子メール又はFAXの場合は、必ず電話にて受理確認を行うこと。）

(2) 提出期限

令和4年6月17日（金）午後5時

(3) 提出先

「13 問い合わせ先」のとおり。

(4) 回答方法等

質問の内容及び回答は、市公式ホームページで随時公表する。その際には、質問者名は公表しない。

なお、受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しないものとし、また、質問の内容が本プロポーザルによる受託候補者選定に公平を保つことができないと判断した場合には、質問には回答しない。

11 契約の締結

契約の締結にあたっては、次により行うこととする。

(1) 契約の締結方法

当センターと当センターが選定した最優秀提案者（受託候補者）との間で、提出された企画提案書の記載事項を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。（この協議によっては、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。）

ただし、最優秀提案者（受託候補者）と協議が整わない場合にあつては、次点の事業者と協議のうえ、契約を締結する。

なお、最優秀提案者及び次点の決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4第2項に基づいていわき市が一般競争入札に参加させないこととした同等以上の処分を受けた場合又は「3 参加資格要件」に合致しないこととなった場合には、契約を締結しないこととする。

(2) 契約書の作成

契約書は、2通作成し、当センター及び受託者の双方が各1通を保有する。契約金額は、消費税を内書で記載するものとする。

なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

12 留意事項

- (1) 企画提案にあつては、本実施要領及び仕様書を遵守すること。
- (2) 1提案者につき1提案とし、複数提案は禁止する。
- (3) 企画提案に関する提出書類の変更、差替え、または再提出は認めない。
- (4) 企画提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (5) 企画提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (6) 提出された企画提案書等の返却は行わない。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
 - ア 本要領に示す参加資格要件から外れた者が行った企画提案
 - イ 本要領等の記載内容に従わない企画提案
 - ウ 定められた日時及び場所に提出されなかった企画提案
 - エ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない企画提案
 - オ 虚偽の記載をした企画提案
- (8) 企画提案に関する提出書類の著作権等の取扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等において、当センターが本業務に関して必要と認めるものについては、企画提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (9) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとする。
- (10) 企画提案に関し、当センターが提示する書類及び提示する資料は、本企画提案に

おける提案目的以外の使用、複製、転載を禁止する。

- (11) 提案者が不適切な行動をとった場合及びその疑いが生じた等の場合においては、公正に指名型プロポーザルを執行できないと認められるとき、またはその恐れがある場合は、当センターは当該提案者を企画提案に参加させず、または指名型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

また、後日、一連の企画提案手続きにおいて不正な行為が行われていたことが判明した場合は、当該事業者との契約を解除することがある。なお、不正行為等により、当センターに何らかの損害を発生させた場合には、損害賠償請求を行うこともある。

- (12) 災害や新型コロナウイルス感染症の拡大、その他不可抗力等により、当センターは事業計画及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。このため、選考の過程において前述の事態に至った場合、当センターは提案者に対して一切の責任を負わないものとする。

- (13) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

13 問い合わせ先

〒973-8555 福島県いわき市内郷御厩町久世原 16 番地

いわき市医療センター事務局経営企画課 新妻

電話番号：0246-26-2134 F A X：0246-26-2404

メールアドレス：iryo-c-keieikikaku@city.iwaki.lg.jp

※ 電子メール又は F A X の場合には、必ず電話にて受理確認を行うこと。

※ 受付時間は土・日曜日、祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。